

柏行審第92号
令和4年3月17日

柏市長 太田和美様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

令和3年4月30日付け柏都第81号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った令和3年2月10日付けの公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和2年12月27日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

直近の柏駅西口北市街地再開発事業に関する予算要望調書の回答等

(2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書を特定した。

ア 令和3年度社会資本整備総合交付金（再開発・道路）の本要望について

イ 令和3年度社会資本整備総合交付金（道路再開発分）の本要望について

(3) 実施機関は、(2)で特定した公文書に条例第7条第3号アに

該当する不開示情報が記録されていると判断し、開示請求者に対し、条例第10条第1項の規定により、令和3年2月10日付け柏都中第314号文書で公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）の通知をした。

(4) 開示請求者は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和3年3月30日付けで実施機関に対し、審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、該当の公文書の全部を開示する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張する要旨は、次のとおりである。

ア 柏駅西口北地区再開発の骨格部分、総事業費、補助金額、負担額の試算額、事業の検討スケジュールを、民間事業者の「未確定」な情報だとし、非公開とするのは誤りである。これらの情報は柏市が一定の判断をもって試算・決裁し、それに加え千葉県、国など他の行政機関にも要望するもので、民間事業者の試算がどうであれ、市が判断し決定したものである。したがって、当該不開示部分は、民間事業者の「未確定な情報」ではない。

イ 当該再開発事業は、柏市が「公共の福祉」実現の事業と認定しているものであることは明らかであり、こういった情報は民間事業者のプライベートなものではなく、柏市全体でしっかり検討されるべきものである。当該情報が、①柏市が判断して決裁しているもの、②100歩譲って民間事業者にかかわるものと情報が重なるところがあったとしても、③条例第1条（目的）及び第4条（適正な請求及び使用）の趣旨に従って考えると、部分開示決定処分とその付記された理由では受け入れることはできない。

ウ 当該事業は都市計画提案制度を使うことを前提に検討を進めているとされており、仮に民間事業者が都市計画提案制度

を使うとしても都市計画決定権者は柏市である。都市再生特別措置法では第三者法人等が都市計画提案制度も使うことができる（第37条）と規定しているに過ぎず、都市計画提案の有無にかかわらず、都市計画決定は柏市が「公共の福祉」実現の判断をもって自ら行うものである。柏市の再開発行政は民間事業者にすべてを委ねている印象をもつが、そうではなく柏市がしっかり判断すべきである。

エ 準備組合は法人格もない、再開発事業をする権限も資格もない公法的な位置づけのない、任意団体である。

オ 「令和4年度以降は未確定」で「今後関係機関・関係権利者等との調整の中で変更が生じる可能性がある」のは当然であり、その記載内容が相手方の事情で将来変更があるからといって、「要望の事実」が変わるはずはなく、折衝により要望の結果内容が変わるに過ぎない。

カ 「関係機関」の定義は何か。外部に要望する前に、市民・市議会という柏市の地方公共団体を構成する者への「調整」が先であるのは当然である。

また、「関係権利者」の定義もされていない。柏市の公的な財政投入があり得、柏市民というだけでも関係権利者ともいえるものである。市民及び市議会と計画当初から「調整」しその段階で「変更」があるのは当然である。

キ 「一人歩き」とはどういう行為なのか。市民の検討に付されることは情報公開の目的に照らして望ましいことである。流言飛語を防止するためにも、行政は正しい情報を一人歩きできるような形の情報として示し、市民の検討に付すべきである。

ク 市民の検討の結果がなぜ「干渉」「圧力」になるのか。同情報を検討した市民が不法行為をもって干渉、圧力をかけるかのごとく言うのは穏当ではない。具体的な証拠をもって指摘すべきことである。

ケ 「当該組合の事業推進に不可欠な合意形成」とは何か。不開示情報は準備組合にかかわる情報であるとともに柏市民にかかわる情報であり、当該合意形成は、当該組合のみならず、

一般地権者，市民，市議会が含まなければならない。

コ 「害される当該組合の正当な利益」とは何か。当該計画は市民的な総意のもとで進められるべき計画であり，市民にその情報がさらされたからといって当該組合の正当な利益は害されない。

サ 処分庁は2019年2月20日付け柏都中第534号において同種文書の全部開示決定を行っている。なぜ2年経つと行政処分の方針が変わるのか。なぜ請求者によって処分庁の処分内容が異なるのか。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は，次のとおりである。

本件公文書のうち，「令和3年度社会資本整備総合交付金事業量調査時点における，事業費，補助金及び公共施設管理者負担金の額並びに補助対象業務」，「施行期間及び事業のスケジュール」を開示しない。

これらの情報は，柏駅西口北地区市街地再開発準備組合（以下「組合」という。）が実施する再開発事業に関するものであり，令和3年度に係る情報は確定しているが，令和4年度以降は未確定な情報である。

当該令和4年度以降の未確定な情報は，今後関係機関・関係権利者等との調整の中で変更が生じる可能性があり，未確定な段階で当該情報が開示されると，一人歩きした情報をもとに市民等の間で検討等が行われることにより，権利者や組合に対して干渉及び圧力がかかることで，当該組合の事業推進に不可欠な合意形成に支障を生じ，当該組合の正当な利益を害するおそれがあるため，条例第7条第3号アの規定に該当し，不開示とした。

5 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

(ア) 令和3年度社会資本整備総合交付金（再開発・道路）の本要望について

令和2年12月24日に起案され，令和3年1月4日に千葉県へ提出した，交付金（再開発・道路）の要望調書の

提出に係る公文書である。

(1) 令和3年度社会資本整備総合交付金（道路再開発分）の本要望について

令和2年10月26日に起案され、同日千葉県へ提出した、交付金（道路再開発分）の要望調書の提出に係る公文書である。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件公文書（ア）のうち、以下の情報が条例第7条第3号アの規定に該当するとして、不開示とした。

(ア) 令和3年度社会資本整備総合交付金事業量調査時点における、事業費、補助金及び公共施設管理者負担金の額並びに補助対象業務

(イ) 施行期間及び事業のスケジュール

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 条例の趣旨

条例第7条第3号アは、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について，原則として不開示とする旨を定めている。

「権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは，法人等の生産・技術・販売上のノウハウ，運営方針，人事，労務管理等の情報で，公にすることにより，法人等の事業活動等が損なわれるものをいい，必ずしも経済的利益の概念でとらえられないものを含むものである。当該規定に該当するかの検討に当たっては，この「おそれ」が単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が求められる。すなわち，公にすることにより，法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず，法人等の公正な競争上の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味する。

また、法人等には、株式会社、公益法人、学校法人その他の法人のほか、政治団体その他法人格のない団体など様々な種類のものであるので、「正当な利益を害するおそれ」の有無は、当該法人等と行政との関係や当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性等それぞれの法人等及び情報の性格に応じて適正に判断する必要がある。

イ 該当性の検討

(ア) 組合は、法人格のない任意団体であり、対象地区内における土地所有者、借地権者及び建築物の所有者により組織される。都市再開発法に基づく市街地再開発事業の検討を行い、同法の規定に基づく市街地再開発組合が設立されるまでの準備をするために必要な事業を行うことを目的としている。

本件不開示情報は、不開示の決定の時点では、組合内でも議論がされていない未確定な情報であり、この未確定な情報が公開されることで、地権者の事業に対する見解や賛否などに影響を与え、地権者の合意形成に支障をきたす可能性が認められ、組合の「正当な利益を害するおそれ」が認められる。

(イ) したがって、本件不開示情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審議会の結論は以上のとおりであるが、次の点について付言しておく。

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならないものであるから、当審議会は不開示決定時点における該当性についての検討を行った結果、「1 当審議会の結論」のとおりとなった。

他方，令和3年10月19日時点での処分庁からの回答によれば，不開示決定時点では組合内でも議論がされていなかった未確定な情報は，本件不開示情報に係る事務・事業が進行したことから「正当な利益を害するおそれ」がなくなり，不開示情報に該当しない状態になっているとのことであった。よって，例えば現時点で本件と同様の開示請求を行った場合，本件処分とは異なる判断となると考える。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は，別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 4 月 3 0 日	諮問
5 月 3 1 日	第 1 回 審 議（事務局から概要を説明）
6 月 3 日	審査請求人の反論書の收受
7 月 1 日	第 2 回 審 議
8 月 4 日	第 3 回 審 議
8 月 3 1 日	第 4 回 審 議
9 月 3 0 日	第 5 回 審 議（審査請求人の意見陳述及び審議）
1 1 月 5 日	第 6 回 審 議
1 2 月 9 日	第 7 回 審 議
令和 4 年 1 月 2 8 日	第 8 回 審 議
2 月 1 8 日	第 9 回 審 議
3 月 1 7 日	答 申